

令和7年度川口市環境物品等の調達推進に関する方針 (令和7年度川口市グリーン購入方針)

1 環境物品等の調達推進の背景と目的

今日の環境問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造が原因とされており、解決には経済社会構造を環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革する必要がある。

このようななか、国は平成12年に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称：グリーン購入法）」を制定し、その中で国には基本方針の策定を義務づけ、地方公共団体においても、区域内の環境物品等への需要の転換を図るための措置（同法第4条）及び毎年度、環境物品等の調達方針作成（同法第10条）に努めるものと規定している。

そこで本市においても、環境物品等の優先的購入（以下「グリーン購入」）をより推進し、またその実績を公表することにより市民及び事業者へも取り組みの輪を広げ、環境物品等への需要の転換を促進するため、この方針を策定する。

2 環境物品等の調達推進の基本的考え方

本市における環境物品等の調達推進については、国が令和5年12月22日変更閣議決定した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」）」に準ずるとともに、基本的な考え方は以下のとおりとする。

- (1) 物品等の価格や品質などに加え、環境保全の観点を考慮する。
- (2) 物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮する。
- (3) 調達の必要性和適正量を十分考慮し、必要最小限とする。

3 適用範囲

川口市のすべての組織とする。

4 特定調達品目及び判断の基準

本市では、国の基本方針（詳細は下記URL）に規定された分野及び品目を特定調達品目とする。判断の基準は、国の基本方針に記載されている「別記」の「判断の基準」および「基準値2」のとおりとする。

なお、「特定調達品目」とは、特に重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類のことをいう。

<https://www.env.go.jp/content/000287407.pdf>

5 推進方法

- (1) 各組織は、グリーン購入を推進するよう努める。また、特定調達品目以外の製品を調達する際にも、エコマーク等を参考にし、環境負荷の少ない物品を選択する。
- (2) 環境総務課及び物品等契約担当課は、グリーン購入が積極的に推進されるよう、環境物品等の情報収集及び各組織への情報提供に努める。
- (3) 各組織は、物品納入事業者及び委託事業者、指定管理者等に対してこの方針を周知し、グリーン購入の推進に努めるよう要請する。
- (4) 各組織は、事業者等の選定にあたっては、環境マネジメントシステム等による環境管理や環境報告書の作成等、環境負荷の低減に取り組んでいる者を優先するよう努める。

6 調達目標

調達目標は分野ごとに以下のとおり定める。

分野	目標率	分野	目標率
分野1 紙類	80%	分野12 自動車等	80%
分野2 文具類	80%	分野13 消火器	80%
分野3 オフィス家具等	80%	分野14 制服・作業服等	80%
分野4 画像機器等	80%	分野15 インテリア・寝装寝具	80%
分野5 電子計算機等	80%	分野16 作業手袋	80%
分野6 オフィス機器等	80%	分野17 その他繊維製品	80%
分野7 移動電話等	80%	分野18 設備	80%
分野8 家電製品	80%	分野19 災害備蓄用品	80%
分野9 エアコンディショナー等	80%	分野20 公共工事	向上に 努める
分野10 温水器等	80%	分野21 役務	
分野11 照明	80%	分野22 ごみ袋等	80%

7 調達実績の報告及び公表

- (1) グリーン購入の調達実績は、川口市環境推進調整委員会に報告するとともに、市ホームページ等により公表する。
- (2) 環境総務課は、別にグリーン購入報告マニュアルを作成し、報告方法の詳細を定める。

8 その他

- (1) この方針は、令和7年4月1日から実施する。ただし、令和7年度予算編成においては、この方針に基づき予算要求を行うものとする。
- (2) この方針は、国の基本方針の変更等に合わせて見直しを行うこととする。